

社会福祉法人なかよし会評議員及び役員の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なかよし会(以下「なかよし会」という。)の評議員及び役員の報酬及び旅費(以下「報酬等」という。)の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、なかよし会定款(昭和54年12月制定)第15条に定める理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 定款第21条の規程により理事の各年度の報酬総額は160万円まで、監事の各年度の報酬総額は15万円までとする。

2 評議員又は理事及び監事が、評議員会又は理事会その他理事長が招集した会議等に出席したその都度、下表のとおり報酬を支給する。ただし、一般財団法人厚生会の常勤役員及びなかよし会の職員には支給しない。

役 職	報 酬
評 議 員	日額 7,500 円
理 事	日額 7,500 円
監 事	日額 7,500 円
理 事 長	月額 80,000 円

(報酬等の支給)

第4条 評議員、役員の報酬等の支給については、次のとおりとする。

2 評議員、役員の報酬は、評議員会又は理事会その他理事長が招集した会議等に出席したその都度、通貨をもって本人に支給する。報酬の支払いに際しては、法令に定められた額を控除する。

3 理事長の報酬等の支給については、保育園及びこども園職員給与規程(昭和55年4月制定)の支給の例による。

第5条 理事長の報酬は、選任された当月分から支給する。ただし、重複して報酬は支給しない。

第6条 理事長が任期満了、辞職、死亡又はなかよし会の解散等の理由により、その職を放れた(以下「退職」という。)ときは、その当月分までの報酬を支給する。

2 理事長が、前項以外の刑事事件その他これに類する理由により失職、除名、解職等により退職したときは、その月の報酬は支給しない。

(費用弁償)

第7条 評議員及び役員が業務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 評議員及び役員が業務のため旅行したとき支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(1) 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(2) 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(3) 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について路程に応じ、1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

(4) 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

(5) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

(鉄道賃)

第7条の2 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2段階に区分する線路による旅行の場合は、1等の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃のほかその乗車に要する急行料金
- (4) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合で、特別車両料金を徴する客車を運行するものにより旅行する場合には、その乗車に要する運賃及び急行料金のほか特別車両料金
- (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃、急行料金、特別車両料金のほか座席指定料金

(船賃)

第7条の3 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)寝台料金及び特別船室料金による。

- (1) 運賃の等級を3段階に区分する船舶による旅行の場合は、1等の運賃
- (2) 運賃の等級を2段階に区分する船舶による旅行の場合は、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合で、特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、その乗船に要する運賃及び寝台料金のほか特別船室料金

(車賃)

第7条の4 車賃の額は、別表の定額による。ただし、業務上の必要又はやむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による。

(日当)

第7条の5 日当の額は、別表の定額による。

(宿泊料)

第7条の6 宿泊料の額は、別表の定額による。

(旅費の調整)

第7条の7 なかよし会の経費以外から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でないと認めた場合には、正規の旅費のうちなかよし会の経費以外からの支給される旅費に相当する額は支給しない。

(その他)

第8条 この規程に定めない事項については評議員会において定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

2 役員退職慰労金支給基準(昭和55年9月制定)は、これを廃止する。

3 この規程施行にあたり、昭和56年3月31日以前に在任していた者の在任期間については、これを通算するものとする。

附 則

この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月19日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。ただし、昭和60年3月31日迄の退職手当の額の計算方法については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成4年9月1日から施行する。

(経過規程)

2 この規程施行の際、現に旅行中のものの旅費に関しては、なお従前の例による。

(廃止規定)

3 社会福祉法人なかよし会役員の費用弁償等に関する規程(昭和60年9月1日制定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年12月17日から施行する。

(委任)

2 この規程の施行に関し必要な事項は理事長が定める

附 則

この規程は、平成7年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年12月24日から施行し、平成5年12月17日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成12年6月1日から施行する。

2 平成12年5月31日に在任する役員に対する改正前の規程の第7条、第8条、第9条及び第10条に規定する退職手当及び退職慰労金については、同日付けをもってこれを支給するものとする。

附 則

この規程は、平成12年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(評議員報酬、第3,4,5,6,7,8条)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第4条第3項の一部改正)

別表(第6条の4, 第6条の5、第6条の6関係)

車賃, 日当及び宿泊料

車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
37円	3,000円	14,800円